平成２６年（フ）第１４８２号
横浜市都筑区東山田４丁目５番２―501号
破産者　小林　聡夫
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４８３号
横浜市都筑区東山田４丁目５番２―501号
破産者　小林　千秋
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７１号
石川県加賀市七日市町ル７番地14、破産手続開始決定時の住所石川県加賀市七日市町ルの７番地の15
破産者　野﨑　美教
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第１７２号
静岡県富士市伝法2657番地の７
破産者　渡邉　明美
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第５７５号
静岡県浜松市中区上島５丁目22番27号　ユートピア四季301号室、開始決定時の住民票上の住所静岡県浜松市中区森田町434番地の３
破産者　大濵たか代
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第５７号
山口県岩国市黒磯町２丁目17番12―104号
破産者　川本　貴志
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（フ）第２６４号
徳島県名西郡石井町石井字石井1337番地１、旧住所徳島県板野郡上板町七條字中井手39番地８
破産者　白井　和子
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１４号
高知市鷹匠町２丁目２番１―201号
破産者　中江　明男
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１１５号
高知市鷹匠町２丁目２番１―201号
破産者　中江　知佐
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１４５号
長崎県大村市松山町625番地１　松崎マンション201号、前住所長崎県大村市西三城町104番地
破産者　柳　寿美惠
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１４５号
福島県伊達郡桑折町大字万正寺字飯米場１番地の30、開始決定時の住所宮崎県日向市大字財光寺287番地３
破産者　佐藤　誠一
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第２１６号
鹿児島県鹿児島市清和１丁目24番26号
破産者　稲冨　　洋
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第２６１号
鹿児島県霧島市国分重久2678番地１、開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市吉野町7350番地６
破産者　堂地　洋子
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第１８５１号
札幌市東区北20条東18丁目２番５号　一刻館201号
破産者　石井　朋美
1　破産債権の届出期間　平成27年１月14日まで
2　一般調査期日　平成27年２月４日午後２時30分
平成26年12月10日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２４６号
愛知県津島市城之越町35番地、開始決定時の住所名古屋市東区徳川１丁目10番35号　ナビシティ徳川Ｉ507号
破産者　渡邉　茂樹
1　破産債権の届出期間　平成27年１月16日まで
2　一般調査期日　平成27年２月17日午後２時30分
平成26年12月10日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３９０１号
大阪府東大阪市加納５丁目12番18号　今津文化210号
破産者　田中　恭行
1　破産債権の届出期間　平成27年１月16日まで
2　一般調査期日　平成27年２月16日午後３時
平成26年12月11日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４０号
大阪府藤井寺市沢田１丁目27―17　コートＳＵ308号、住民票上の住所大阪府藤井寺市野中２丁目５番15号
破産者　吉田　　悟
1　破産債権の届出期間　平成27年１月16日まで
2　一般調査期日　平成27年２月26日午後１時30分
平成26年12月10日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６８号
香川県仲多度郡多度津町大字道福寺640番地２
破産者　池内　隆雄
1　破産債権の届出期間　平成27年１月22日まで
2　一般調査期日　平成27年３月18日午後１時45分
平成26年12月11日　高松地方裁判所丸亀支部